

答 申 情 第 2 2 8 号

令 和 8 年 9 月 1 7 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年4月24日付け行人人第9号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定法人への再就職に係る文書の不存在による非公開決定事案（諮問情第365号）

1 審議会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和7年1月27日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、以下2件の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

- 1 定年退職した京都市公務員（元公務員を含む）が社会福祉法人●●に再就職している事について人事課は何を以って天下りでないと認識しているのか？その事由及び根拠、並びにその経緯も含めた意思決定に至る過程（公文書等の管理に関する法律4条）が記されている公文書一式。探索年度は令和元年度から令和6年度とする。
- 2 定年退職した京都市公務員（元公務員を含む）が社会福祉法人●●に再就職している事について、如何なる要件を満たせば人事課はその再就職を天下りであると認識するのか？定年退職した京都市公務員（元公務員を含む）が社会福祉法人●●に再就職する際にその再就職が天下りであると人事課が認識する要件は何か？その要件が記されている公文書一式。探索年度は令和元年度から令和6年度とする。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和7年2月5日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

・上記1及び2については、その必要がないため、本件請求に係る公文書は作成しておらず、保有していないため。

- (3) 審査請求人は、令和7年4月9日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について

処分庁においては、職員が長年培った行政経験や専門知識の地域社会への活用等と

いう観点から、退職職員の希望や能力・適性等を踏まえ、公務外の団体等（例えば、外郭団体や非営利団体など）から処分庁に寄せられた求人に対し、退職職員の紹介を行う場合がある。しかしながら、公務外の団体等が行う面接等の選考や雇用契約に必要な手続きについては、退職職員と当該団体との間で行われており、処分庁が雇用契約に関与することはない。そのため、本件請求にある社会福祉法人●●への再就職が天下りではないことを個別に意思決定した事実はなく、本件請求に係る文書は存在しない。

なお、審査請求人は、本件処分と弁明書※において述べた内容との不整合について、行政手続法第8条1項及び京都市行政手続条例第9条1項の違反を主張している。

行政手続法第8条第1項は、行政手続法第3条第3項の規定により本市においては適用除外となり、京都市行政手続条例が適用されることになる。

また、処分庁が弁明書※において述べた「世間一般でいうところの天下りであるとは認識していない」とは、「処分庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させた事実」がないことを根拠とした弁明であり、審査請求人の主張するような不整合はないことから、京都市行政手続条例第9条1項に違反していない。

※ 審査請求人が行った別件の審査請求事案に際し、処分庁が作成した弁明書を指す。

(2) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 処分庁は不存在事由を「必要がないため、（中略）作成しておらず」としているが公文書を作成していない事は公文書等の管理に関する法律4条及び34条に違反している。

(2) また「作成しておらず」としているにも関わらず弁明書※に「退職後の職員を企業、団体等に再就職させた事実はなく、世間一般でいうところの天下りであるとは認識していない。」と書かれているので処分庁が「再就職させた事実はない」、「世間一般でいうところの天下りでない」と意思決定している事は明らかである。

しかし処分庁は本件処分に於いて事由も根拠も意思決定に至る過程（公文書等の管理に関する法律4条）も要件も何一つ無いと判断しているので、弁明書※に書かれている内容と整合していない事は明らかである。

この不整合について処分庁は本件処分に於いて何の説明もしていないのでこれでは本件処分は行政手続法8条1項／京都市行政手続条例9条1項に違反している。

※ 審査請求人が行った別件の審査請求事案に際し、処分庁が作成した弁明書を指す。

(3) 「公務外の団体等（例えば、外郭団体や非営利団体など）から処分庁に寄せられた

求人に対し、退職職員の紹介を行う場合がある。」と書かれているがこれが天下りに当たる。そもそも何故「公務外の団体等（例えば、外郭団体や非営利団体など）」は求人を処分庁に寄せるのか？求人をしたいのであれば厚生労働省が設置している公共職業安定所（ハローワーク）や求人広告を多く出している●●を利用すれば良いが敢えてそれをせずに処分庁に求人を寄せている事自体が天下りの温床になっており尚且つ処分庁自身が「世間一般でいうところの天下りであるとは認識していない。」としている事も世間知らずでしかない。

- (4) 処分庁は「職員が長年培った行政経験や専門知識の地域社会への活用等という観点から」としているが「公務外の団体等（例えば、外郭団体や非営利団体など）」が処分庁に求人を寄せている事由は「京都市との関わりを築き京都市から恩恵を得たい、お零れに与りたいという下心がある」からである。処分庁は「長年培った行政経験」というが公務員は数年毎に人事異動しているので行政経験があるとしてもその経験は数年程度しかない事は明らかであり、また処分庁は「専門知識」とも言うが数年程度の「行政経験」しか持っていない公務員には最初から「専門知識」は何も無くそれは「専門知識」の有無を問うていない公務員試験からも明らかである。そして「公務外の団体等（例えば、外郭団体や非営利団体など）」が本当に「専門知識」を求めているのであれば数年程度の「行政経験」しか持っていない公務員に求人を出す訳もない。京都市を退職する職員達が「長年培った行政経験や専門知識の地域社会への活用」を考えるのは当人達の勝手であるが少なくとも処分庁に求人を寄せている「公務外の団体等（例えば、外郭団体や非営利団体など）」は誰一人としてその様に考えておらず処分庁自身がそれを認識出来ていない事は世間知らずでしかない。
- (5) 一方で処分庁は「処分庁が雇用契約に関与することはない。」として少なくとも処分庁自身は天下りに関与していないと言いたい様であるが「公務外の団体等（例えば、外郭団体や非営利団体など）」から処分庁に寄せられた求人に対し、退職職員の紹介を行う場合がある。」と自白しているので処分庁自身が天下りに関与している事は明らかである。
- (6) 処分庁は本件弁明書に「京都市職員の再就職等に関する規制」という資料を添付しているが本件弁明書に於いて当該資料への言及は何一つ為されていない。例えば当該資料の何頁に何々と書かれているので「世間一般でいうところの天下りであるとは認識していない。」という弁明は可能と思われるが処分庁はその様な弁明を何一つしていない。
- (7) 処分庁は当該資料を添付する事により京都市を退職した職員達は「京都市職員の再就職等に関する規制」を遵守しているので「世間一般でいうところの天下りであるとは認識していない。」と弁明したかったのだろうか？そうであれば本件公開請求に対して不存在と決定せずに「京都市職員の再就職等に関する規制」を公開決定すれば良かったのではないかと考えた上で本件処分を取り消し「京都市職員の再就職

等に関する規制」を公開決定する処分を為せば良い。

- (8) 以上を踏まえると先ず不存在とした本件処分は誤りであるので取り消さなければならず、その上で処分庁が本件弁明書に添付した「京都市職員の再就職等に関する規制」を新たに公開決定する処分を為す事を求める。但し審査請求人は既に「京都市職員の再就職等に関する規制」を取得しているので処分庁が新たに審査請求人に「京都市職員の再就職等に関する規制」を交付しなければならないという手続きは不要である。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る公文書について

本件請求は、定年退職した本市職員が社会福祉法人●●（以下「本件法人」という。）に再就職していることについて、処分庁において、天下りではないとの意思決定に至ったことが記されている公文書及び処分庁が天下りに該当すると判断するための要件が記されている公文書を求めたものである。

- (2) 本件審査請求の争点について

本件審査請求の争点は、次のとおりであるから、当審議会はこの点について以下検討する。

ア 本件請求に係る公文書の存在について

イ 本件処分における理由付記の不備について

- (3) 本件請求に係る公文書の存在について

ア 処分庁は、公務外の団体等から処分庁に寄せられた求人に対し、退職職員の紹介を行う場合はあるが、公務外の団体等が行う面接等の選考や雇用契約に必要な手続きは退職職員と当該団体との間で行われており、処分庁が雇用契約に関与することはないことから、本件法人への再就職が天下りではないことを個別に意思決定した事実はなく、本件請求に係る文書は存在しないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、自身が行った別件の審査請求における弁明書において、処分庁が「退職後の職員を企業、団体等に再就職させた事実はなく、世間一般でいうところの天下りであるとは認識していない。」と説明していることから、処分庁が意思決定をしていることは明らかであり、文書があるはずだと主張する。

また、本件審査請求に係る弁明書の添付資料「京都市職員の再就職等に関する規制」（以下「本件資料」という。）について、当該弁明書では言及されていないものの、本件資料の添付が「世間一般でいうところの天下りであるとは認識していない」との弁明の意図であるならば、本件処分を取り消し、本件資料を新たに公開決定すべきだと主張する。

ウ 処分庁では、公務外の団体等からの求人を受け、退職職員の紹介を行うことはあるものの、当該採用に当たっての選考や契約に関与することはないから、天下りに該当するものではないと判断しているとのことである。

本件法人における退職職員の再就職においても同様であることに鑑みると、天下りであることを判断した文書や天下りに該当する要件を示す文書を作成する必要がないという処分庁の主張は、不自然ではない。

エ また、当審議会において、本件資料を見分したところ、本件資料は、処分庁が本市を退職し再就職をする者に対し、再就職者による働きかけの禁止及び再就職に係る届出・罰則等を周知するための一般的な事項が記載されたものであり、審査請求人が求める本件法人への再就職につき定めた規定などは認められなかった。

オ 以上から、本件資料は本件請求の対象となる公文書には含まれず、また、処分庁及び審査請求人の主張を踏まえても、他に公文書が存在すると確信するに足る事実も特に見いだせなかった。

したがって、当審議会としては、本件請求に係る公文書を作成していないとの処分庁の主張に、特段不合理な点はないと判断する。

(4) 本件処分における理由付記の不備について

ア 審査請求人は、本件処分において、審査請求人が行った別件の審査請求事案に際し処分庁が作成した弁明書との不整合について説明していないため、本件処分の理由付記に不備があると主張する。

イ 京都市行政手続条例第9条第1項において、「行政庁は、申請により求められた許認可等の全部又は一部を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定している。当該規定は、処分事由について行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、当該処分の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解される。また、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と処分の根拠となる各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきと解される。

このような趣旨に鑑みれば、不存在による非公開決定通知書に付記すべき理由としては、請求者において請求に係る公文書が不存在である要因をその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に公文書が不存在である旨のみを示すだけでは、理由付記としては十分ではない。

ウ 当審議会において本件処分に係る決定通知書を見分したところ、「公開請求に係る公文書を保有していない理由」欄には、「その必要がないため、本件請求に係る公文書は作成しておらず、保有していない」と記載されていることが認められた。

不存在による非公開決定処分においては、実施機関において請求に係る公文書を保有していない理由を具体的に示さなければならないが、この点において本件処分では、「その必要がないため」という記載については「その必要」が指すものが具体的に特定されているとはいえないものの、「本件請求に係る公文書は作成しておらず」との記載によって、具体的な理由が示されているものといえる。

したがって、当審議会としては本件処分に係る決定通知書の理由付記について、処分を取り消さなければならない程度の不備があるとは認められないと判断する。

なお、審査請求人は、他の審査請求事案における弁明との不整合について、本件処分において説明がされていないことを理由に本件処分の理由付記に不備があると主張するが、公文書公開請求における処分においては、当該請求に係る公文書の公開・非公開についての理由を示すことで足りることを申し添える。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和 7 年 4 月 2 4 日 諮問

5 月 3 0 日 諮問庁からの弁明書の提出

6 月 2 7 日 審査請求人からの反論書の提出

令和 8 年 8 月 2 1 日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和 8 年度第 4 回会議）

9 月 1 7 日 審議（令和 8 年度第 5 回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第 2 部会（部会長 石塚 武志）